

平成 30 年 10 月吉日

会員各位

災害リハビリテーション委員会  
委員長 高林 一彦

## 被災時の連絡について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、11 月 13 日に災害訓練を実施するにあたり、FAX 送信票（訓練用）を同封させていただきますが、あわせて保存用送信票も同封させていただきます。実際の被災時の連絡に活用していただければ幸いです。（県士会ホームページにも掲載予定）

なお、実際の被災時には FAX も使用困難な状況になることが予想されます。送信票は、あくまでも最低限の連絡内容として参考にさせていただき、地区リーダー、サブリーダーの方に直接電話・メール等あらゆる通信手段を用いて、情報（被災状況・会員の安否他）の提供をお願いします。（訓練は 1 日で終わりますが、被災時は日数が経過し遅くなっても構いませんので、必ず連絡をお願いします。）

場合によっては、変化していく状況にあわせて、何度も連絡を取り合うことも出てくるかと考えます。ご協力をお願いします。

また、各リーダーの方におかれましては、自分の管轄するグループの情報収集にあたり、未連絡の病院・施設にリーダーから状況を確認する必要性も出てくると思われます。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

被災時の連絡基準に関しましては、下記の通りとさせていただきます。

敬具

### 記

- 1) 県内で震度 5 弱以上の地震発生時は、各地域の震度にかかわらず全地域から情報連絡をあげる。
- 2) 県内、震度 5 弱未満においては、被害があった会員及び被災病院・施設より自主的に情報をあげる。
- 3) 県内、大規模災害発生時、該当地域全域より情報をあげる。

\*大規模災害とは、自然災害（地震、津波、台風等による風水害・土砂災害、火山噴火等）、事故災害（原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物質を取り扱う施設における事故、爆発、火災等）、その他の災害であって、多数の人的及び物的損失をもたらす、復旧・復興までに数ヶ月から数年に及ぶ長期間を要することが予想される災害のことをいう。

以上